

法政大学地理学会支部結成に関する細則

第1条 法政大学地理学会会則第7条により, 本会会員有志5名以上によって, 地域毎に支部を結成することができる. 結成するにあたっては支部名称, 規約, 会員名簿ならびに役員名簿を事務局に提出し, 常任委員会の承認を必要とする.

第2条 支部は, 法政大学地理学会会則に準拠し, 本会の開催する諸行事に参加協力することを原則とすると同時に, 支部独自の行事を企画, 立案し実施することができる. その際, 支部の活動に対し, 事務局は援助, 協力することができる.

第3条 支部における役員は, 支部長と会計を必ず選出しなければならないが, 他の役員構成および選出の方法については, 支部の実情に合わせて適宜決めることができる.

第4条 法政大学地理学会会費は, 支部毎に徴収し事務局に納入することができる. その際支部活動費として事務局から若干の援助を受けることができる. なお, 支部独自の活動に必要な費用は, 支部会員の合意を得て別途に徴収することができる.

第5条 支部は, 毎年, 支部会員名簿ならびに役員名簿 及び活動状況を事務局に報告するものとする.

附則 本規定は, 1985年4月1日より実施する.

以上